

即ち「トラック」方面偵察力強化の爲潜水艦二隻に影響四機を搭載し輸送しやうとしたものである七月初頭大湊方面から出撃の予定であつたが結局八月四日伊號第一四潜水艦が「トラック」着輸送に成功しただけで他の一隻たる伊號第十三潜水艦に關しては消息不明である

第三停戦

一、終戦の大詔渙發

七月中下旬日本近海を横行した敵機動部隊も消息を絶ちB二九の攻撃さへ杜絶し八月初頭は嵐の前の静さとも云ふべき戦局を呈した然し此の静穩は長くは續かなかつた

八月六日朝聯合軍は突如廣島に原子爆弾を使用した續いて八日は長崎に原子爆弾を使用兩都市は僅か一發の爆撃で他都市には見られなかつた被害を蒙むつた戦闘員と非戦闘員たるとを問はず生かさとし生けるものは一樣に生き地獄の中に置かれた、原子爆弾の使用は作戦的の効果は尙不明とするも非戦闘員に對する影響は恐るべきものがあつた

我國土は急速に荒廢するであらうとの予感が國民を支配した

九日零時兼て對米英支停戰に關する斡旋を申入れてあつた「ソ」聯からいさなり返事の代りに對日宣戰の布告を受け、とつた「ソ」聯に斡旋を依頼した關係もあつて殊更「ボツダム」宣言に對し口を緘してゐた我國は事の意外さに只驚くばかりであつた

我方に於ては對「ソ」宣戰の代りに直に緊急最高戦争指導會議が開かれ續いて臨時閣議が開かれ「ボツダム」宣言受諾の可否が論ぜられた同夜御前會議に於て遂に戦争繼續は不可とするに御聖斷が下つた

八月十日には「ボツダム」宣言受諾の申入が中立國「スエーデン」「スイス」を通じて爲されたしかし右は何れも極く限られた戦争指導に關する者以外には知らされてゐなかつた

聯合國機動艦隊は九日「ソ」聯の對日宣戰布告と符節を合はす如く本土東方海面に現れて九、十の兩日に亘り奥羽、關東兩地方の飛行場を狙つて攻撃して來た

此等の情勢に基いて先づ海軍總司令長官は九日對「ソ」作戰要領（發

せらるるを以て此の際特に部下の指揮統制を嚴にし苟も不規逸脱の行動に陥り國策の大本に背反するが如きことなき様嚴に注意指導すべし越えて十二日には海軍總司令長官は戰局に鑑み左の通牒下一般に對し訓示するところがあつた

「戰局急迫を告げ皇國茲に重大關頭に立ちぬ、此の秋に當り各隊は光輝ある帝國海軍傳統の下皇軍本然の面目に徹し世論に惑はず愈戰意の昂揚と戦力の充實に努め軍紀を振肅し全軍一糸紊れざる統制の下鐵石の團結を堅持以て既令の作戰完遂に邁進すべし」

十三日聯合軍機動艦隊は再び關東空襲を開始し水上艦艇は陸岸近く行動して和平攻勢に氣勢を添へるかの如き情勢で情況に依つては、本土に直接保障上陸せぬとも限らぬ勢を示して來た

海軍總司令長官は十三日決三、四、五、六、七號作戰警戒、同作戰要領を下令し万一に備へた

次で十五日再び機動部隊の關東空襲あり愈切迫する情勢に總司令長官は更に決一、二、十一、十二、十三號作戰警戒を下令し全軍右に基い

て作戦準備、兵力展開を促進して將に發動しやうとする態勢にあつた
時八月十五日正午終戦の詔音が渙發せられた

これより先十四日御前會議に於て「ボツダム」宣言正式受諾のことに
決定を見たので大本營としては取敢へず海軍總司令長官に對し同夜大
海令第四七號

「何分の令ある迄對米英「ソ」支積極進攻作戦は之を見合はすべし」を
發令した

總司令長官は直に「マリアナ」、硫黃島、沖繩、「ソ」領に對する積
極進攻作戦を停止し決號正面に於ける自衛反撃作戦を下令した當時敵
航空機は尙常時本土上空に來襲を續けてゐる實情に在つた
八月十五日海軍に於ては各艦隊鎮守府警備府參謀長を參集し海軍今後
の態度等に關し左の通訓示する所があつた

「帝國は官房機密第一一二〇三五番電の（十一日大臣總長の訓示電報
、、、前述）の外交交渉に於て團體護持の條件を達成し得るものと認
められ四國政府の提議を受諾することに聖斷を下し賜へり（詳細は追

て長官参集の上説示す)

事茲に到り選ぶべき唯一の道は部内の一条割れざる統制の下大命の違奉を措きて他無きを思ひ世論風潮に惑ひて妄動するもの等絶体之れ無き様部下指導上特に留意すべし

但し停戦協定成立迄は交戦状態に在ること勿論なるを以て敵の侵襲に對しては決然反撃を加へ得る如く嚴重警戒を要す

同日正午終戦に關する御詔勅が「ラジオ」に依り放送せられ此處に今次大戦は我が敗戦に終つた。全軍將兵は其の責めに感じ動突した第五航空艦隊司令長官宇垣中將は其の責任を感じ彗星特攻十一機を率ひ自ら特攻機に坐乗沖繩の敵陣に突入して特攻隊の最後の一員に加はつた

翌十六日には特攻を最初に使用した軍令部次長大西中將も亦部下一同の重舉を戒しめつつ自刃して果てた

一方各部隊に於ける動搖も亦尠なからぬものがあつた
陛下御自らの御放送に依り聖意を体した將兵は予期以上の秩序と静肅

を保つたが決戦作戦に満を持してゐた。部隊の昇奮は次第にたかまる
かに見えた、殊に航空特攻兵力に顯著に現はれた。三〇二航空隊は司
令以下強硬に繼戦を主張した。

詔

書

朕は昭和二十年七月二十六日米英支各國政府の首班が「ポツダム」に於て
發し後に蘇聯邦が參加したる宣言の掲ぐる諸條項を受諾し帝國政府及大本
營に對し聯合國最高司令官が提示したる降伏文書に朕に代り署名し且聯合
國最高司令官の指示に基き陸海軍に對する一般命令を發すべきことを命じ
たり

朕は朕か臣民に對し敵對行爲を直に止め武器を措き且降伏文書の一切の條
項並に帝國政府及大本營の發する一般命令を誠實に履行せんとを命ず

御名 御璽

昭和二十年九月二日

内閣總理大臣
各國務大臣

0560

詔

書

昭和二十年八月十四日

朕深く世界の大勢と帝國の現状とに鑑み非常の措置を以て時局を收拾せむと欲し茲に忠良なる爾臣民に告ぐ

朕は帝國政府をして米英支蘇四國に對し其の共同宣言を受諾する旨通告せしめたり

抑々帝國臣民の康寧を圖り萬邦共榮の樂を俱にするは皇祖皇宗の遺範にして朕の拳々措かざる所曩に米英二國に宜戦せる所以も亦實に帝國の自存と東亞の安定とを庶幾するに出て他國の主權を排し領土を侵すか如きは固より朕か志にあらず、然るに交戦已に四歳を閲し朕か陸海將兵の勇戦朕か百僚有司の勵精朕か一億衆庶の奉公各々最善を盡せるに拘らず戦局必ずしも好轉せず世界の大勢亦我に利あらず加之敵は新に殘虐なる爆弾を使用して頻に無辜を殺傷し慘害の及ぶ所眞に測るべからざるに至る、而も尙交戦を繼續せむか終に我が民族の滅亡を招來するのみならず延て人類の文明をも破却すへし斯の如くんは朕何を以てか億兆の赤子を保し皇祖皇宗の神靈に謝せりや是れ朕か帝國政府を

して共同宣言に懸せしむるに至れる所以なり
朕は帝國と共に終始東亞の解放に協力せる諸盟邦に對し遺憾の意を表
せざるを得ず帝國臣民にして戰陣に死し職域に殉し非命に斃れたる者
及其の遺族に想を致せば五内爲に裂く且戰傷を負ひ災禍を蒙り家業を
失ひたる者の厚生に至りては朕の深く軫念する所なり推ふに今後帝國
の受くべき苦難は固より尋常にあらず爾臣民の衷情も朕善く之を知る
然れども朕は時運の趨く所堪へ難きを堪へ忍び難きを忍び以て萬世の
爲に大平を開かむと欲す朕は茲に國体を護持し得て忠良なる爾臣民の
赤誠に信倚し常に爾臣民と共に在り、若し夫れ情の激する所濫りに端
を滋くし或は同胞排擠互に時局を亂り爲に大道を誤り信義を世界に
失ふか如きは朕最も之を戒む、宜しく舉國一家子孫相傳へ確く神州の
不滅を信じ任重くして道遠きを念ひ總力を將來の建設に傾け道義を篤
くし志操を鞏くし誓つて國体の精華を發揚し世界の進運に後れざらむ
ことを期すべし爾臣民其れ克く朕か意を体せよ

ニ停戦と蹶起部隊の鎮撫

終戦の大詔渙發に伴ひ八月十六日正午次の大海令第四八號が發布され全軍の戦闘を停止せしめた

「一、南東方面艦隊司令長官南西方面艦隊司令長官及海軍總司令長官は指揮下海陸軍全部隊をして即時戦闘行動を停止せしむべし

但し停戦交渉成立に至る間敵の來攻に當りては止むを得ざる自衛の爲の戦闘行動は之を妨げず

「二、前項各司令長官は戦闘行動を停止せば其の日時を直に報告すべし」
右に基いて海軍總司令長官は麾下部隊の作戰要領を左の通指令した

「(一)即時戦闘行動を停止すべし

「(二)自衛反撃の態勢を堅持し敵我に對し武力を行使する場合は之を反撃すべし

「(三)海上設衛部隊は船団自衛の爲設衛水上兵力を附するも差支へなし
「(四)海軍總隊部下各最高指揮官は麾下各部隊の戦闘行動停止日時を總長並に平級に報告すべし」

南東方面艦隊、南西方面艦隊に於ては通信遅延の爲若干は遅れたが殆ど同様の指置がとられた

次で八月十七日には大海令第四九號發布せられ各地方別海軍最高指揮官は所定時機以后指揮下部隊の一切の戦闘行爲を停止せしめ且聯合軍との過誤を避ける爲極力適宜の地域に集結し爾後の處理に便ならしめた

中央意圖の末端迄徹底するに要する時間を見込んで海軍總司令部指揮下兵力は二十二日零時を以つて一切の戦闘行動を停止せしめ支那方面艦隊、南東方面艦隊、南西方面艦隊、十方面艦隊等は通信困難なる部隊を多く有する關係もあり同時機以後成可く速に全戦闘行爲を停止せしむることとなつた

尙右戦闘行爲停止の時機から各部隊の作戦任務は解除せらるることになつた

海軍總司令長官は二十日決戦作戦の警戒を解除した全海軍部隊は如上の指令に従つて内地部隊は概ね十七、十八日外地部隊も大部は内

地部隊同様十八日前後には作戦し一切の戦闘行爲を禁ぜられた二十二日頃には極めて例外的なものを除いては全海軍部隊は完全に停戦状態に在り、懸念された終戦第一段階は概ね順當に終るを得た

此の如くにして海軍部隊は二十三、四日頃迄には全軍停戦の姿勢となつたのであるが此の間一部には終戦を潔しとせず

飽迄聯合軍と戦ふべしとするものがあつた此傾向は航空部隊に強く厚木基地に在つた第三〇二海軍航空隊は其の尤たるものであつた各種の鎮壓の方法がとられたが効界なく遂に十七日には武力に依る鎮壓をも考慮されるに至つたが翌十八日急轉直下事態は解決した

其の他にも從來の絶体無降伏の觀念よりして君側の奸に依り聖意に非ざる終戦を行ふものにあらざる疑惑は特に出先部隊に於て生じ易く且出先現地部隊ほど聖念の眞義を徹底せしめる要があつたので特に聖慮に依り十七日前線に皇族四方を御差遣になり現地最高指揮官に對し聖旨を傳達せしめられた 即ち滿州方面には竹田宮桓德王殿下、中支方面には朝香宮鳩彦王殿下及南西方面には閑院宮春仁王殿下が差遣せられ、現

地軍の自願的態度とも相俟つて各地とも極めて順調に停戦し徒らに不必要な紛争を起す様なところは無かつた

尙十七日には勅語を賜り陸海軍人の多年の忠誠を嘉し給ふと共に此際軍人の自重穩忍すべきことを諭し給ふた

勅語

「朕曩に米英に戦を宣してより三年有八ヶ月を閲す此間朕が親愛なる陸海軍人は毫瀛不毛の野に或は炎熱狂濤の海に身命を挺して勇戦奮闘せり、朕深く之を嘉す今や新に蘇國の参戦を見るに至り内外諸般の狀勢上今後に於ける戦争の繼續は徒に禍害を累加し遂に帝國存立の根基を失ふの虞なきにしもあらざるを察し帝國陸海軍の同魂尚烈々たるものあるに拘らず光榮ある我國體護持の爲朕は爰に米英蘇並に重慶と和を講せんとす

若し夫れ鮮鏑に斃れ疫癘に死したる幾多忠勇なる將兵に對しては衷心より之を悼むと共に汝等軍人の誠忠遺烈は萬古國民の精髓たるを信す汝等軍人克く朕が意を体し堅固なる團結を堅持し出處進退を嚴明にし千辛萬

苦に克ち忍び難きを忍びて國家永年の礎を遺さむことを期せよ」
然も尙不安な實情に在つたので二十日には海軍總司令長官は全軍に左の訓示を下した

海軍總隊全將兵に訓示

顧みれば襲に海軍總隊は決鬪作戦に備へ戰備大に進み戰力愈充實強化し全將兵の闘魂火と燃へ敵本土に來守せば之を殲滅すべく必勝態勢の整備に邁進し來れる處情勢急轉し未だ發せずして全國遂に戈を收めんとす全將兵誰か悲痛傷心の淚なからん御聖斷既に下る本職は只々大命を絶對奉順し一切を之に歸一し奉ることとす此の秋に當り將兵の嚮ふべき途は大詔に炳乎と明あるあり加ふるに今又帝國國海軍人に對し優渥なる勅語を拜し茲に何ものか加ふるの要なし海軍總隊全將兵は須らく聖旨を奉戴し心を一にし本職統督の下愈々軍紀を振し團結を強化し胞く迄出處進退を嚴明にし直に天皇御親率の軍隊たるの信念に透徹之を懸現するを要す素より今後帝國の通商すべき事態は眞に重大にして將兵の歎苦又言語に絶するものあるべきは懸察に難からずと雖も我等全將兵は毅然として之に堪え忍び難きを忍び自律

自制操守を固くし大命奉行以て過誤なからんことを期せざるべからず本職
は此の機曾に於て今天御聖斷が全く御一人より出られたるものなるを絶對
確信しあることを明にし若し夫れ大詔渙發の經緯に擬義を抱き私義横義を
恣にし徒黨を組み或は流説に惑はされ輕舉盲動徒らに事端を滋くし又は素
に臆測して民心を動搖せしむるが如きは嘗に時局の收拾を困難ならしむる
のみならず却つて利敵行爲となり斷じて聖旨に副ひ奉る所以にあらず本職は
茲に重ねて海軍總隊參將兵が現重大時局に處し天皇の忠良なる軍人たるの自
覺を新にせむことを要望す

各級指揮官本職の意を諭し部下將兵の末端に至る迄之を訓諭し一人の不心
得者の出ずるゝとなすからしめんことを望む

尙二十三日には海軍航空部隊關係慰撫の爲關東方面には久邇宮朝融王殿下を
關西方面に對しては高松宮宣仁親王を御差遣になつた聯合軍の本土進駐に際
しては各地區とも整々たる明渡し振りで何の紛争をも起すことなく予期以上
の秩序を保ち得たのは一に御稜裁の致す所且は皇族方の御奔走に負ふ所大
なるものがあつた

其の他一時九州方面第五航空艦隊航空隊の大部が指揮官及隊員死と全滅
離隊するの恐慌振りを發揮し一時混亂状態に陥つたが間もなく秩序を恢
復した

三、停戦時に於ける我兵力配備の概要
別表

「マニラ」停戦交渉

「ボツダム」宣言受諾と決するや聯合軍最高指揮官からは停戦委員を「マニラ」に急速派遣すべきことを指令して來た

人選の結果參謀次長河邊陸軍中將を首席代表とし隨員として外務省より二名、陸軍より天野陸軍少將以下七名海軍より横山海軍少將・大前海軍大佐・吉田海軍大佐・寺井海軍中佐・杉田書記官・溝田囑託の六名以上總計十六名が選ばれた一行は十九日朝木更津飛行場より陸攻二機に分乗、正午過ぎ伊江島着米陸軍輸送機に依つて同日夕刻「マニラ」「ニコルス」飛行場に着いた同夜直に帝國代表は「マツクアイサー」司令部たる「マニラ」市廳に於て參謀長「サザイランド」陸軍中將に會見し我が全權委任狀を提示の後引續き「サザイランド」參謀長主催の下に聯合國最高司令官の一般方針を開示され我方の情報を供與した

翌二十日聯合國最高司令官よりの要求事項を接受し同日午后代表一行は米陸軍機にて伊江島に至り同地よりは陸攻一機故障の爲一機だけ先

發したが是も燃料不足の爲同夜半天龍河口に不時着翌二十一日朝陸軍重爆で瀧松飛行場發調布飛行場に歸着した 残りの組は二十一日午后無事本更津に歸着した本會談に於ては聯合軍の進駐に伴ふ我が軍の兵力移動、武裝解除、復員等の期間要領が重點であつた進駐軍の第一次進駐地點及其時機は特に問題になつた

我方代表は日本國內の不穩なる情勢にも鑑み極力進駐を遅らし受入態勢確立の余裕を得やうと努めたが結局二十一日先遣隊が厚木飛行場に進駐の原案を二十六日迄延期せしめ得たにとどまつた

右代表一行の歸國に依り聯合軍最高指揮官の要求事項に對し急速なる對策が講ぜられ二十三日には東部軍の第一次移駐が開始せられ海軍部隊に於ても逐次復員を開始した

蓋し二十五日頃でも尙聯合軍飛行機の威嚇的偵察はしきりに行なはれた

五聯合軍の進駐と降伏文書調印式

米軍の第一次本土進駐の要領は八月二十六日先發隊約一五〇名が厚木

飛行場に着陸基地状況を調査し他方米艦隊は同日相模灣着第一部輕快部隊が東京灣に進入、二十八日聯合軍最高指揮官及空挺隊二ヶ師團約二八〇〇〇名が厚木基地に着陸、海軍及海兵隊約一三〇〇〇〇名が横須賀附近に上陸の予定であつた

暴風の爲予定が二日遅れ二十七日米艦隊は相模灣鎌倉沖に到着翌二十八日「バツジャ」海軍少將の率ひる巡洋艦一隻驅逐艦三隻が横須賀に入港した空挺先遣隊は同二十八日朝來厚木に進駐直に飛行場の調査整備にかかり三十日聯合軍最高指揮官は空挺二ヶ師團を随伴して厚木基地に進駐した我方に於ても第三航空艦隊參謀長以下を厚木飛行場に派遣し基地整備・進駐軍諸作業に協力せしめ横須賀では横鎮長官が主体となり同様の任務に服した

九月二日既に他艦艇と共に横濱沖に入泊してゐた米國太平洋艦隊旗艦「ミズリー」艦上に於て我が降伏文書の調印式が行なはれた此の日我方は外相重光葵、參謀總長梅津美治郎を全權代表として送つた海軍上りは随員として富岡海軍少將、柴海軍大佐が之に加はつた

調印式は聯合各國代表參列、聯合國最高司令官主催の下に行はれた
九月二日午前九時四分降伏文書は調印せられ我國は正式に「ボツダム」
宣言の條項の制約下に置かれ傳統ある我陸海軍は此處に無條件降伏を
するに至つた此の日 天皇陛下には降伏文書調印並に之が履行に關す
る詔書を發布せられ且聯合軍の指示に基く一般命令第一號を發布せし
められた。
右の詔書、降伏文書、一般命令第一號は別紙の通である

降伏文書

一、下名は茲に合衆國中華民國及「グレート・ブリテン」國の政府の首班が千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」に於て發し後に「ソウイェト」社會主義共和國聯邦が參加したる宣言の條項を日本國天皇、日本國政府及日本帝國大本營の命に依り且之に代り受諾す
右四國は以下之を聯合國と稱す

二、下名は茲に日本帝國大本營並に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國の支配下に在る一切の軍隊の聯合國に對する無條件降伏を布告す

三、下名は茲に何れの地位に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國臣民に對し敵對行爲を直に終止すること、一切の船舶、航空機並に軍用及非軍用財産を保存し之を毀損を防止すること及聯合國最高司令官又は其の指示に基き日本國政府の諸機關の課すべき一切の要求に應ずることを命ず

四下名は茲に日本帝國大本營が何れの地位に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國の支配下に在る一切の軍隊の指揮官に對し自身及其の支配下に在る一切の軍隊が無條件に降伏すべき旨の命令を直に發するとを命ず

五下名は茲に一切の官廳、陸軍及海軍の職員に對し聯合國最高司令官が本降伏實施の爲適當なりと認めて自ら發し又は其の委任に基き發せしむる一切の布告、命令及指示を遵守し且之を施行することを命じ並に右職員が聯合國最高司令官に依り又は其の委任に基き特に任務を解かれざる限り各自の地位に留り且引續き各自の非戦闘的任務を行ふことを命ず

六下名は茲に「ポツダム」宣言の條項を誠實に履行すること並に右宣言を實施する爲聯合國最高司令官又は其の他特定の聯合國代表者が要求することあきべき一切の命令を發し且斯る一切の措置を執ることを天皇、日本國政府及其の後繼者の爲に約す

七下名は茲に日本帝國政府及日本帝國大本營に對し現に日本國の支配下

に在る一切の聯合國俘虜及被抑壓者を直に解放すること並に其の保護、
手當、給養及指示せられたる場所へ即時輸送の爲の指令を執ることを
命ず

八、天皇及日本國政府の國家統治の權限は本降伏條項を實施する爲適當と
認むる措置を執る聯合國最高司令官の指揮の下に置かるものとす
一九四五年九月二日 午前九時四分 日本國東京灣上 に於て署名す
大日本帝國天皇陛下及日本國政府の命に依り且其の名に於て

重 光

葵

日本帝國大本營の命に依り且其の名に於て

梅 津

美 治 郎

千九百四十五年九月二日 午前九時八分 日本國東京灣上
に於て合衆國、中華民國、聯合王國及「ソウイェト」社會主義共和國
聯邦の爲に並に日本國と戦争狀態に在る他の聯合諸國家の利益の爲に
受諾す

「ソウヴェト」社會主義共和國聯邦代表者	「オーストラリア」聯邦代表者	「カナダ」代表者	「フランス」國代表者	「オランダ」國代表者	「ニュージーランド」代表者
聯合王國代表者	中華民國代表者	合衆國代表者	聯合國最高司令官		